

## 「福岡県DMO新規事業創出支援事業」業務委託公募仕様書

### 1. 目的

県内の観光地域づくり法人（DMO）の地域内外の事業者との協業による新たな事業への取組みを支援することにより、観光客の地方への誘客を促し、旅行消費額を拡大することを目的とする。

### 2. 業務名

「福岡県DMO新規事業創出支援事業」業務委託

### 3. 委託期間の実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4. 業務内容

#### （1）DMOの新規事業創出支援

観光地域づくりの中核として地域の課題解決に取り組む県内のDMOに対し、県外の事業者や異業種とのマッチングを図り、地域活性化のための協業を促進することで、新たな視点・発想により、DMOにおける継続性・地域貢献度の高い事業の創出を支援する。（年間5団体程度）

#### ■支援対象

県内の登録DMO（地域DMO、地域連携DMO）

#### ■想定される事業

新たな観光コンテンツの造成、既存観光コンテンツの磨き上げ、イベント企画、周遊のための2次交通の整備、効果的な情報発信の仕組みづくり 等

#### ■実施内容

##### ①新規事業に取り組むDMOの公募

- ・本支援事業を活用するDMOを公募するための事業案内用チラシ及び申込書を作成すること。
- ・支援申込の意向確認にあたってのヒアリングシートを作成し、県内全ての登録DMOに対して個別にヒアリングを行うとともに、支援申込の働きかけを行うこと。なお、DMOの公募及び支援団体の決定は県が行う。

##### ②支援対象事業の決定

- ・支援団体の決定を受けたDMO（以下「支援対象DMO」という。）に対して、DMOについて知見をもったコーディネーターの同席のもと、新規事業のコンセプトや方向性等に関するヒアリングを実施し、事業化の目標と具体的な支援対象事業の内容についてすり合わせを行い、県に提案すること。
- ・コーディネーターは、下記③の専門分野アドバイザーとは別途1名選定し、全体の進捗管理、全国のDMO事業の優良事例紹介とそれに基づく助言等を行い、事業化を実現するために全プロセスを通じて全体の責任者としてリーダーシップを発揮すること。

### ③専門分野アドバイザーの選定

- ・支援対象事業決定後、対象事業に精通している専門分野アドバイザーを選定すること。必要に応じて、DMO 1 団体につき複数名選定し、県に提案すること。
- ・専門分野アドバイザーは、②のコーディネーターとは別途選定し、コーディネーターや県に適宜相談しながら、各事業の事業化を実現するための直接的な支援を行うこと。

### ④協業する事業者の提案

- ・専門分野アドバイザーの意見を踏まえ、事業化を実現するために必要なアイデアや技術を持つ最適な事業者を、原則としてDMO 1 団体につき2 事業者以上を県に提案すること。

### ⑤支援対象DMOとの目標・事業化イメージの共有

- ・②～④の内容を支援計画としてまとめ、支援対象DMOに提案し、内容の確認を行うこと。同意が得られない場合は、適宜②～④のプロセスを繰り返すこと。

### ⑥事業化支援

- ・支援対象DMOと連携する事業者、コーディネーター、専門分野アドバイザー等で面談を実施し、具体的な役割分担・スケジュール等について協議すること。
- ・事業化に向け、コーディネーター同席のもと、専門分野アドバイザーを現地に派遣し支援を行うこと（1 団体につき5 回程度）。

### ⑦情報発信

- ・専門分野アドバイザーやインフルエンサー等を活用し、事業化した実施内容を広く情報発信すること。

### ⑧県内DMOの体制強化及び事業化の横展開

- ・県内DMOの事業実施体制等を強化するためのセミナーを開催すること（9 月頃）。
- ・事業化した内容を県内DMO等に横展開するための報告会を開催すること（3 月を想定）。

### ⑨その他

- ・ヒアリング及び協業事業者との面談、事業化支援等全ての業務の日程調整等の事務局運営業務を行うこと。
- ・セミナー及び報告会に係る事務局運営業務を行うこと（開催案内作成、募集、予約受付、資料作成、当日の運営、事後アンケート等）

## (2) 報告業務

### ①定期報告

上記(1)の業務について、実施前に県に実施内容を協議するとともに、申

込状況や事業進捗、実施結果等について報告すること。

## ②実績報告

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式任意）を提出して検査を受けること。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務にかかる支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ・委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。

## (3) 業務実施体制の確立

業務を円滑かつ継続的に実施するための体制を確立すること。

## 5. 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成すること。

- ・作成にあたっては、別添「企画提案公募要領」を参照の上、提出すること。
- ・提案にあたっては、統計情報や各種レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

### ①コーディネーター及び専門分野アドバイザーの選定

- ・起用を想定しているコーディネーターの経歴や、DMOに関する知見、選定理由等について示すこと。
- ・起用を想定している専門分野アドバイザーの経歴や、観光地域づくり及び新規事業立ち上げに関する知見、選定理由等について示すこと。

### ②協業する事業者の提案、事業化支援

- ・事業化を実現するために必要なアイデアや技術を持つ最適な事業者について、観光分野以外の異業種も含めた県内外の事業者を開拓するための手法を具体的に示すこと。
- ・県内の登録DMOから任意の5団体を選定し、地域ごとに、課題分析、事業化の目標、支援対象事業を設定した上で、協業する候補事業者を具体的に提案すること（なお、任意で選定したDMOが、実際に支援対象DMOとして決定するとは限らない）。

### ③情報発信

- ・具体的な周知方法について示すこと。また、効果的な各種広報媒体について検討を行い、提案すること。

### ④県内DMOの体制強化及び事業化の横展開

- ・想定するセミナー及び報告会のテーマや開催方法、日程、場所、またセミナーの講師など、具体的な実施内容について示すこと。

### ⑤独自提案事項

- ・業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

6. 履行期限

令和7年3月31日

7. その他

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密事項として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成16年12月27日福岡県条例第57号）を遵守しなければならない

(3) 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により福岡県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

(4) その他

本委託事業に関する詳細な仕様および本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じる場合は、両者協議により業務を進めるものとする。